明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七九）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分・平成二十三年分・平成二十八年分）を公表する件（**総務**四六五）　四

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（**同**四六六）　三

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一七八）　二〇

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（**経済産業**三〇一）

○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（**同**三〇二）　二五

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**一四三四）　二六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一四三五、一四三六）　二六

省令

○農林水産省令第七十九号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三条第二項第五号、第二十三条第二項第六号、第二十七条第一項及び第二項（同法第三十一条第二項及び第三十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十九条第一項第二号ハ（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第二項の規定により読み替えて準用する同法第二十八条第二項、第三十五条第一項、第三十七条並びに第三十八条の規定に基づき、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を、「掲げる表示」の下に「（法第二十三条第一項第一号の条約その他の国際約束で定めるところによる表示を除く。）」を加える。

第三条に次の一号を加える。

四　法第二十三条第一項の指定に係る特定農林水産物等について締約国の同等制度において地理的表示を付することができることとされている者が当該特定農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示を翻訳した表示を付する場合又は当該者から当該特定農林水産物等を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該特定農林水産物等若しくはその包装等に当該表示を付する場合

第二十三条第一号及び第二号中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　法第三十五条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による前条第四号イからホまでに掲げる者に関する調査　当該調査に係る同号イからホまでに掲げる者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

第二十三条を第三十条とする。

第二十二条中「第二十五条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　次に掲げる者の氏名又は名称及び住所

イ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示若しくはこれに類似する表示を付した者

ロ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章を付していない者

ハ　申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付した者

ニ　登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの表示が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者

ホ　登録標章又はこれに類似する標章が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの標章が付されたものを含む。）であってその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者

第二十二条を第二十九条とする。

第二十一条中「第二十四条第二項」を「第三十四条第二項」に、「別記様式第十号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第二十八条とする。